

# 入札参加者指名選考過程表

1 指名選考委員会開催年月日 令和6年1月18日 10時00分から

2 指名選考委員会開催場所 北海道立北見高等技術専門学校 学院長室

3 委員の出席状況

4 説明委員等の状況

委員長	学 院 長	野村 直広	⓪・欠
委 員	訓練管理課長	白方 邦彦	⓪・欠
委 員	主幹（庶務）	池 田 稔	⓪・欠
委 員			出・欠
委 員			出・欠

説明員	主幹（庶務）兼能力開発総合センター長	福本 公則
説明員	主 査	森 谷 聡
補助者	専 門 員	金 田 一 裕 規

書 記	主 査	森 谷 聡
-----	-----	-------

5 指名選考過程等

番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準				指 名 候 者 補 数	決議の状態	指 者 名 数	概 要
			A	B	C					
	緊急再就職訓練 (長期高度人材育成コース) 「介護福祉士養成科」(16期生) 実施業務	委託契約 (随意契約)	1	1	1		1	全会一致	1	

委託先の選考に当たっては、次の基準により選考する。

指名選考基準

規 準	規 準 条 件
A	厚生労働大臣の指定する養成施設であること。
B	訓練実施施設がオホーツク総合振興局管内に所在していること。
C	訓練定員の受け入れが可能で、必要な設備が確保できること。

特記事項

※ 緊急再就職訓練（長期高度人材育成コース）「介護福祉士養成科」については、国家資格である「介護福祉士」の資格取得を目的としていることから、その実施業務の委託機関については、厚生労働大臣の指定した養成施設であることが必要とされている。

オホーツク管内における当該養成施設は「学校法人栗原学園 オホーツク社会福祉専門学校」のみであることから、当該機動職業訓練「介護福祉士養成科」（16期生）の委託先として選定し、地方自治施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の（2）により随意契約とする。

# 入札参加者指名選考過程表

1 指名選考委員会開催年月日 令和6年1月18日 10時00分から

2 指名選考委員会開催場所 北海道立北見高等技術専門学校 学院長室

3 委員の出席状況

4 説明委員等の状況

委員長	学 院 長	野村 直広	⓪・欠
委 員	訓練管理課長	白方 邦彦	⓪・欠
委 員	主幹（庶務）	池田 稔	⓪・欠
委 員			出・欠
委 員			出・欠

説明員	主幹（庶務）兼能力開発総合センター長	福本 公則
説明員	主 査	森谷 聡
補助者	専 門 員	金田 一裕規

書記	主 査	森谷 聡
----	-----	------

5 指名選考過程等

番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準				指 名 候 者 補 数	決議の状態	指 者 名 数	概 要
			A	B	C					
	緊急再就職訓練 (長期高度人材育成コース) 「保育士養成科」(15期生) 実施業務	委託契約 (随意契約)	1	1	1		1	全会一致	1	

委託先の選考に当たっては、次の基準により選考する。

指名選考基準

規 準	規 準 条 件
A	厚生労働大臣の指定する養成施設であること。
B	訓練実施施設がオホーツク総合振興局管内に所在していること。
C	訓練定員の受け入れが可能で、必要な設備が確保できること。

特記事項

※ 緊急再就職訓練（長期高度人材育成コース）「保育士養成科」については、国家資格である「保育士」の資格取得を目的としていることから、その実施業務の委託機関については、厚生労働大臣の指定した養成施設であることが必要とされている。  
オホーツク管内における当該養成施設は「学校法人栗原学園 オホーツク社会福祉専門学校」のみであることから、当該機動職業訓練「保育士養成科」（15期生）の委託先として選定し、地方自治施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の（2）により随意契約とする。

# 入札参加者指名選考過程表

1 指名選考委員会開催年月日 令和6年1月18日 10時00分から

2 指名選考委員会開催場所 北海道立北見高等技術専門学院 学院長室

3 委員の出席状況

4 説明委員等の状況

委員長	学 院 長	野村 直広	⓪・欠
委 員	訓練管理課長	白方 邦彦	⓪・欠
委 員	主幹（庶務）	池田 稔	⓪・欠
委 員			出・欠
委 員			出・欠

説明員	主幹（庶務）兼能力開発総合センター長	福本 公則
説明員	主 査	森谷 聡
補助者	専 門 員	金田 一裕規

書記	主 査	森谷 聡
----	-----	------

5 指名選考過程等

番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準				指 候 者 名 補 数	決議の状態	指 者 名 数	概 要
			A	B	C					
	緊急再就職訓練 (長期高度人材育成コース) 「総合事務科」(7期生) 実施業務	委託契約 (随意契約)	1	1	1		1	全会一致	1	

委託先の選考に当たっては、次の基準により選考する。

指名選考基準

規 準	規 準 条 件
A	文部科学大臣が認定した職業実践課程施設であること。
B	訓練実施施設がオホーツク総合振興局管内に所在していること。
C	訓練定員の受け入れが可能で、必要な設備が確保できること。

※ 緊急再就職訓練（長期高度人材育成コース）「総合事務科」については、学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践課程として認定した施設であることが必要とされている。

オホーツク管内における当該養成施設は「学校法人栗原学園 北見情報ビジネス専門学校」のみであることから、当該機動職業訓練「総合事務科」（7期生）の委託先として選定し、地方自治施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の（2）により随意契約とする。

特記事項

# 入札参加者指名選考過程表

1 指名選考委員会開催年月日 令和6年1月18日 10時00分から

2 指名選考委員会開催場所 北海道立北見高等技術専門学院 学院長室

3 委員の出席状況

4 説明委員等の状況

委員長	学 院 長	野村 直広	⓪・欠
委 員	訓練管理課長	白方 邦彦	⓪・欠
委 員	主幹（庶務）	池田 稔	⓪・欠
委 員			出・欠
委 員			出・欠

説明員	主幹（庶務）兼能力開発総合センター長	福本 公則
説明員	主 査	森谷 聡
補助者	専 門 員	金田 一裕規

書記	主 査	森谷 聡
----	-----	------

5 指名選考過程等

番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準				指 候 者 名 補 数	決議の状態	指 者 名 数	概 要
			A	B	C					
	緊急再就職訓練 (長期高度人材育成コース) 「情報通信科」(6期生) 実施業務	委託契約 (随意契約)	1	1	1		1	全会一致	1	

委託先の選考に当たっては、次の基準により選考する。

指名選考基準

規 準	規 準 条 件
A	文部科学大臣が認定した職業実践課程施設であること。
B	訓練実施施設がオホーツク総合振興局管内に所在していること。
C	訓練定員の受け入れが可能で、必要な設備が確保できること。

特記事項

※ 緊急再就職訓練（長期高度人材育成コース）「情報通信科」については、学校教育法に基づく専修学校の専門課程のうち、専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規定（平成25年文部科学省告示第133号）に基づき文部科学大臣が職業実践課程として認定した施設であることが必要とされている。

オホーツク管内における当該養成施設は「学校法人栗原学園 北見情報ビジネス専門学校」のみであることから、当該機動職業訓練「情報通信科」（6期生）の委託先として選定し、地方自治施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の（2）により随意契約とする。

# 入札参加者指名選考過程表

1 指名選考委員会開催年月日 令和6年1月18日 10時00分から

2 指名選考委員会開催場所 北海道立北見高等技術専門学院 学院長室

3 委員の出席状況

4 説明委員等の状況

委員長	学 院 長	野村 直広	⓪・欠
委 員	訓練管理課長	白方 邦彦	⓪・欠
委 員	主幹（庶務）	池田 稔	⓪・欠
委 員			出・欠
委 員			出・欠

説明員	主幹（庶務）兼能力開発総合センター長	福本 公則
説明員	主 査	森谷 聡
補助者	専 門 員	金田 一裕規

書記	主 査	森谷 聡
----	-----	------

5 指名選考過程等

番号	契約の名称	契約の種類	指名選考基準				指 名 候 者 補 数	決議の状態	指 者 名 数	概 要
			A	B	C					
	緊急再就職訓練 (長期高度人材育成コース) 「美容師養成科」(6期生) 実施業務	委託契約 (随意契約)	1	1	1		1	全会一致	1	

委託先の選考に当たっては、次の基準により選考する。

指名選考基準

規 準	規 準 条 件
A	厚生労働大臣の指定する養成施設であること。
B	訓練実施施設がオホーツク総合振興局管内に所在していること。
C	訓練定員の受け入れが可能で、必要な設備が確保できること。

特記事項

※ 緊急再就職訓練（長期高度人材育成コース）「美容師養成科」については、国家資格である「美容師」の資格取得を目的としていることから、その実施業務の委託機関については、厚生労働大臣の指定した養成施設であることが必要とされている。  
オホーツク管内における当該養成施設は「学校法人上村学園 北見美容専門学校」のみであることから、当該機動職業訓練「美容師養成科」（6期生）の委託先として選定し、地方自治施行令第167条の2第1項第2号及び北海道財務規則運用方針第3節関係1の（2）により随意契約とする。